

議案第19号 三朝町特別医療費助成条例の一部改正について
次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の2号を加える。

(7) 老人保健法（昭和57年法律第80号）

(8) 介護保険法（平成9年法律第123号）

第2条第3項中「社会保険各法の規定による」を「社会保険各法の」に改め、「組合員」の次に「、加入者」を加える。

別表第6号中「病院等に入院している者に、2歳以上3歳未満の者にあつては病院等に入院している者及び規則で定める者」を「、病院等に入院している者」に改める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の三朝町特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

平成15年3月10日

三朝町長 吉 田 孝 光

三朝町特別医療費助成条例
三朝町長 吉田孝光

三朝町長 吉田孝光

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号の次に第5号を加える。

(7) 老人保健法（昭和57年法律第80号）

(8) 高齢者保健法（平成9年法律第123号）

第6条第1項第1号の「社会福祉法」を「社会福祉法」中第8条第1項第1号の「老人福祉法」に改める。

第6条第1項第2号の「老人福祉法」を「老人福祉法」に改める。

第6条第1項第3号の「老人福祉法」を「老人福祉法」に改める。

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。